

鈴木秀和議員からの一般質問

【リニア発生土置き場計画について】

○鈴木議員

近隣の可児市、多治見市、瑞浪市など色々トンネル工事が進んでおります。いわゆる重金属を含む、それからPHが3.5以下の酸性土、これらはいずれも許可された三河湾などの海面埋立地への運搬処理、あるいは認可された処理工場へ運搬し適切に処理されています。これはJR東海のホームページでも確認できます。一方、要対策土以外の健全土ですが、これについては、砂利とか陶土を採掘した跡地、そこに許可を得た残土処分場へ運搬して、跡地を埋め戻す土壌として利用されています。三か所の健全土の処理場写真と許可看板が分かる資料を添付しています。さて、御嵩町においては、候補地A、Bに健全土を盛土する計画になっていますが、候補地A、Bは残土処分場の許可を取得して、健全土を盛土するのですか。どのような手続きが想定されているのでしょうか。説明をお願いします。

発生土置き場候補地A、Bはフォーラムなどの協議を通じて、環境省の定める重要湿地に含まれると御嵩町、JR東海ともに認識した、と記録されています。重要湿地であるからといって開発を禁止する法律はありません。しかし、生物多様性の観点から重要な湿地と環境省が定めた背景からも、湿地における希少動植物の保全保護を優先すべきであることは言うまでもありません。ここで質問です。町長はこの重要湿地に関して、これまでの考えに変わりはないと前回の一般質問でも回答されました。それでは、令和5年9月の岡本議員の重要湿地に関する一般質問に対し、「重要湿地の選定に係る経緯の確認および検証結果について報告を受けており、環境省や有識者への確認を経てリニア発生土置き場の計画地が重要湿地にあたるとの認識である。」と答弁されていますが、これについて変更はないということよろしいでしょうか。簡潔にお答えください。

○町長

それでは、リニア発生土置き場計画に関してお答えいたします。1点目、発生土置き場にかかる許可手続きに関する質問でございますが、まずもって、発生土置き場候補地A、Bは残土処分場として造成・運用される計画ではございません。加えて、残土処分場の許可という個別の手続きはございません。発生土置き場に関してはJR東海と協議中であり、計画の全容が定まっておきませんので、現段階においてどういった手続きが必要であるか明確ではありませんが、環境影響評価、いわゆる環境アセスにかかる手続きや、岐阜県埋立て等の規制に関する条例に基づく盛土に関する特定事業の許可、森林法に基づく林地開発行為の許可といった手続きが想定されます。いずれにいたしましても、計画が定まった後、事業主体であるJR東海が必要な手続きに適切に対応されると考えております。

続きまして2点目、重要湿地に関するご質問につきましては、前回の定例会でお答えしたとおりでございます。これまでの答弁が変わったというのではなく、指定者である環境省が線引きをしない以上、断言することができないと申し上げているところであります。